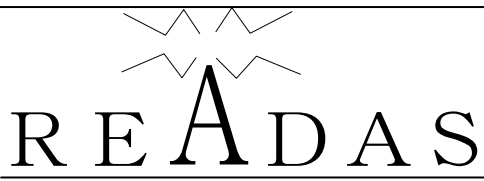


第 4792 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 8月14日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

少人数私募債利子

Q：少人数私募債の利子の取扱いが変わるようですが、どのようになるのですか？

A：同族会社の株主が受ける利子は、総合課税になり、それ以外はこれまでどおり源泉分離課税が適用されます。

【解説】

平成25年の税制改正によって、平成28年1月1日以後に支払われる公社債は、特定公社債と一般公社債に区分され、一般公社債等の利子については、これまでどおり源泉分離課税が適用されますが、同族会社の株主等が支払いを受ける社債利子等（少人数私募債利子）については、総合課税の対象になることとされました。

同族会社の株主等とは、①法人税に定める同族会社の株主（特定個人）及び②その親族、③特定個人と事実上婚姻関係と同様の関係にある者、④特定個人の使用人、⑤①から④以外の者で、特定個人から受ける金銭等で生計を維持しているもの、⑥③から⑤の者と生計を一にしている親族をいいます。

また、平成28年1月1日以後に一般公社債等を譲渡した場合や一般公社債の償還又は一部解約等により支払いを受ける金額については、20%の申告分離課税となりますが、同族会社が発行した社債の償還金で、同族会社の株主等が支払いを受けるものについては総合課税の対象になることとされています。

